

平成22年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議録 要点筆記

招集年月日	平成22年11月15日		
招集の場所	富里市役所 3階 第3会議室		
開会・閉会の時間	開会 平成22年11月25日 9時00分 閉会 平成22年11月25日 10時43分		
会長 会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	秋本 真利		
	高橋 保夫		
	池田 明		
	綿貫 文雄	欠	有
	大竹 俊子		
	佐久間 弘子		
	我妻 道生	欠	有
	内田 啓二	欠	有
	麻野 邦子		
会議録署名委員	秋本 真利		
説明のため出席した者の職氏名	主 査	甲田 修巳	
	主 査	君塚 純	
職務のため出席した者の職氏名			
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成 22 年度第 3 回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成 22 年 11 月 25 日 (木)

午前 9 時 ~

場 所 市役所 3 階第 3 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

平成 22 年度富里市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案)  
について 資料 1

4 その他

( 1 ) 千葉県国民健康保険等功労者表彰における理事長表彰について

富里市健康優良世帯表彰者 1 名

国民健康保険運営協議会委員 1 名

( 2 ) 一部負担金の徴収猶予及び減免について (法 44 条関係) 資料 2

( 3 ) 国民健康保険制度改革について 資料 3

( 4 ) その他

5 閉 会

## 3 議 題

平成 22 年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）(案)について 資料 1  
主な要因として、歳出は医療給付費が増加しているための補正であり、歳入はこれまでに決定した交付金等を補正するもので、不足する財源の一部を基金から取り崩し、残りを一般会計から 5,000 万円ほど繰り入れていただくものである。

これから先にも法定外繰入金の見込があるか。

税の収納状況によってはあり得る。

法定外の繰入金の前年度との比較は。

法定外繰入金は平成 20 年度で 6,000 万円、平成 21 年度で 1 億 5,967 万 9 千円である。

現在の収納率はどの程度か。

10 月末の段階で現年度分 34.79%、前年度対比マイナスの 0.30 である。

収納率を上げるための方策は。

これまでに納税課を作るなどいろいろ対策を講じてきたが、収納率を飛躍的に上げることは難しい。また、医療費が増加し、国保税の調定額が下がっているため、予算を確保していくことが難しい。年内の収納状況を確認して、予算上の協議を進めていく。

現状の収納率で推移したら、どの程度不足が生ずるか。

1 億 6 千万円程度国保税の予算が不足する可能性がある。

白井市は口座振替率が低いですが、収納率は高い。その辺の分析はしているか。

都心に近いほうが所得が高い傾向にある。地域性の影響も大きい。

地域性の問題だけではない。首長を始め責任感を持って対処願いたい。

収納率が全国的にも低い。市の姿勢は。

納税課ができたことにより相談や差押を行う体制が整いレベルも上がってきた。収納率が低いことについては真摯に受け止め、目標の収納率を掲げて全庁的に努力していく。なお、滞納繰越分の収納額は昨年同時期より 2,270 万円上がっている。また、窓口業務の中で口座振替の推進を徹底し、納め忘れによる新たな滞納を作らせないようにしていく。

採決 挙手全員・・・可決

## 4 その他

## (1) 千葉県国民健康保険等功労者表彰における理事長表彰について

2 名表彰される旨の通知があった。富里市健康優良世帯表彰者から 1 名、国民健康保険運営協議会委員から 1 名表彰される。富里市健康優良世帯表彰者は 5 年連続で市の表彰を受賞されている。また、国民健康保険運営協議会委員として佐久間委員が今回表彰される。

市の表彰は税を完納し、かつ医療を受けていない場合に表彰されるもので、それを 5 年連続受賞される方は非常に貴重であり、感謝を申し上げたい。

(2) 一部負担金の徴収猶予及び減免について (法44条関係) 資料2

国民健康保険法第44条に規定される医療機関の窓口での一部負担金について、徴収猶予及び減免についての基準が示された。これに基づき、要綱等の策定について検討していく。

制度を悪質に利用されないためにも厳格にチェックできる体制を整備してもらいたい。

事務処理体制をしっかりと整備していきたい。

時期的にはいつからできるように進めるか。

来年度に開始できるよう要綱等について検討していきたい。

(3) 国民健康保険制度改革について 資料3

現在、国において後期高齢者医療制度の廃止を含め、高齢者医療制度のあり方が検討されている。

また、同時に国保の広域化が検討されており、千葉県でも広域化等支援方針を策定中である。

後期高齢者制度は何年続いたのか。

平成20年度からの3年目であり、平成24年度には終了する予定で検討されている。

後期高齢者医療制度の不都合な点はどんなことが指摘されていたか。

後期という名称、保険証が世帯と切り離されるということ、保険税の支払義務者が世帯主から個人に変わるなどといったことが指摘されている。

広域化方針を策定することにより、国の調整交付金のペナルティが廃止されるというが、県からそれ以上のペナルティが課せられないよう市町村同士で連携を深めて対応してもらいたい。

(4) その他

次回以降の会議日程について

国保運営協議会は、委員の選出が3つの区分に分かれており、その区分ごとに最低1名以上出席しなければ過半数を超えていたとしても会議を開催することができない。

今回は、最初に通知した時間ではその規定により開催できない状況にあったため、急きょ時間を変更して対応した。次回以降は、原則として議会初日の属する週の前の週の木曜日に開催することとする。

税から料への検討について

前回からの進捗状況はどうか。

本協議会の中でも「制度の根幹となる重要な話であり、慎重に検討していただきたい」というご意見をいただいている。また、全国的に国保の広域化が検討されており、千葉県でも広域化の方針を作成しているところである。税と料の問題についても広域化の中で議論される課題であり、現時点では富里市単独での検討は中断している。